

釧路公共職業安定所発表
令和6年1月12日(金)

担	釧路公共職業安定所
当	所長 鎌田 英一 統括職業指導官 木地 良平 電話 0154 (41) 1201 (内線41#)

令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

釧路公共職業安定所(所長 鎌田 英一)では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(令和5年6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

- | |
|---|
| I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況
65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は 99.5% (対前年変動なし) |
| II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況
70歳までの就業確保措置を実施済の企業は 31.3% (対前年0.4ポイント増加) |
| III 企業における定年制の状況
65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は 35.0% (対前年3.8ポイント増加) |
| IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況
① 66歳以上まで働ける制度のある企業は 42.1% (対前年3.3ポイント増加)
② 70歳以上まで働ける制度のある企業は 41.7% (対前年3.3ポイント増加) |

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業432社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 <表1>

高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は99.5% (変動なし) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.5% (変動なし) となっている。

表1 雇用確保措置の実施状況 (社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	430	2	432
	(428)	(2)	(430)
割合	99.5%	0.5%	100.0%
	(99.5%)	(0.5%)	(100.0%)

(参考:北海道) (社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	9,307	9	9,316
	(9,266)	(8)	(9,274)
割合	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値

(2) 雇用確保措置の内訳 <表2>

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は6.7% (対前年1.1ポイント増加) となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は28.4% (対前年2.7ポイント増加) となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は64.9% (対前年3.8ポイント減少) となっている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳 (社、%)

	① 定年制の廃止	② 定年の引上げ	③ 継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	29	122	279	430
	(24)	(110)	(294)	(428)
割合	6.7%	28.4%	64.9%	100.0%
	(5.6%)	(25.7%)	(68.7%)	(100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値

(3) 継続雇用制度の内訳 <<表3>>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は86.7%（対前年1.0ポイント増加）となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は13.3%（対前年1.0ポイント減少）となっている。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員 65 歳以上の継続雇用制度	②基準該当者 65 歳以上の継続雇用制度	合計(①+②)
企業数	242	37	279
	(252)	(42)	(294)
割合	86.7%	13.3%	100.0%
	(85.7%)	(14.3%)	(100.0%)

2 高年齢者就業確保措置の実施状況

就業確保措置を実施済の企業の割合は31.3%（対前年0.4ポイント増加）となっている。

<<表4>>

表4 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計④ (①~③)
	定年廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
企業数	135	29	13	93	0	3	294	432
	(133)	(24)	(14)	(95)	(0)	(1)	(296)	(430)
割合	31.3%	6.7%	3.0%	31.6%	0.0%	1.0%	68.1%	100.0%
	(30.9%)	(5.6%)	(4.7%)	(22.1%)	(0.0%)	(0.2%)	(68.8%)	(100.0%)

3 企業における定年制の状況

定年を65歳以上とする企業の割合は35.0%（対前年3.8ポイント増加）となっている。《表5》

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	定年制の 廃止	定年制あり						65歳以上定 年合計(定年 制の廃止を 含む)	報告した 全ての企業
		60歳 未満	60歳	61～ 64歳	65歳	66～ 69歳	70歳 以上		
企業数	29	0	271	10	108	1	13	151	432
	(24)	(0)	(287)	(9)	(96)	(0)	(14)	(134)	(430)
割合	6.7%	0.0%	62.7%	2.3%	25.0%	0.2%	3.0%	35.0%	100.0%
	(5.6%)	(0.0%)	(66.7%)	(2.1%)	(22.3%)	(0.0%)	(3.3%)	(31.2%)	(100.0%)

4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の割合は42.1%（対前年3.3ポイント増加）となっている。《表6》

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年 制の廃 止	②66歳 以上定 年	③希望 者全員 66歳以 上継続 雇用	④基準 該当者 66歳以 上継続 雇用	⑤その 他66歳 以上まで 働ける制 度	合計① (①～ ③)	合計② (①～ ④)	合計③ (①～ ⑤)	報告し た全て の企業
企業数	29	14	50	45	44	93	138	182	432
	(24)	(14)	(45)	(51)	(33)	(83)	(134)	(167)	(430)
割合	6.7%	3.2%	11.6%	10.4%	10.2%	21.5%	31.9%	42.1%	100.0%
	(5.6%)	(3.3%)	(10.5%)	(11.9%)	(7.7%)	(19.3%)	(31.2%)	(38.8%)	(100.0%)

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は41.7%（対前年3.3ポイント増加）となっている。《表7》

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

	①定年 制の 廃止	②70歳 以上 定年	③希望 者全員 70歳以 上継続 雇用	④基準 該当者 70歳以 上継続 雇用	⑤その 他70歳 以上ま で働ける 制度	合計① (①～ ③)	合計② (①～ ④)	合計③ (①～ ⑤)	報告した 全ての 企業
企業数	29	13	46	47	45	88	135	180	432
	(24)	(14)	(43)	(52)	(32)	(81)	(133)	(165)	(430)
割合	6.7%	3.0%	10.6%	10.9%	10.4%	20.4%	31.3%	41.7%	100.0%
	(5.6%)	(3.3%)	(10.0%)	(12.1%)	(7.4%)	(18.8%)	(30.9%)	(38.4%)	(100.0%)